

令和 7 年度

定例監査結果報告書

常陸大宮市監査委員

第1 監査の概要

1 根拠法令

地方自治法第199条第1項、常陸大宮市監査委員条例第3条

2 監査の種類

財務監査（常陸大宮市監査基準第4条第1項の1）

3 監査の対象範囲

一般会計及び特別会計並びに公営企業会計に係る事務事業

4 監査の対象部署

- (1) 地域創生部・・・地域創生課、定住推進課、各支所
- (2) 市民生活部・・・市民課、生活環境課、税務徴収課
- (3) 保健福祉部・・・社会福祉課、こども課、長寿福祉課、医療保険課、健康推進課
- (4) 会計課

5 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最小の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを監査した。

6 監査の主な実施内容

監査対象部署から提出された調書及び書類を予備監査により検証し、関係職員から内容聴取を行うとともに、備品及び金券等を実査した。また、過去の監査結果等に基づく改善状況を点検した。

7 監査日時及び実施場所並びに監査担当者

日 時：令和7年10月29日、30日

場 所：常陸大宮市役所

担当者：監査委員 飛田 啓一

監査委員 神原 裕之

監査委員 淀川 茂樹

第2 監査の結果

財務に関する事務はおおむね適正に執行されていたが、次のとおり事務に改善又は検討を要すべき事項が見受けられたので、当該事務を所管する部局において適切に措置を講じられたい。

1 共通的事項

(1) 保有備品の登録内容の精査及び棚卸について

本市が保有する備品は、備品管理システムを用いて所管課ごとに登録・管理が行われているが、システムの仕様上、出力した備品台帳に既に廃棄されたとみられる物品が含まれるなど、正確な備品管理を妨げる要因が認められる。実査した複数の課においても備品台帳と現物に差異が生じていた（古いデジタルカメラ、パソコン、プリンター等で、現物がなく台帳上の登録がある。）ことから、システム運用の仕様・手順を再確認するとともに、登録内容の確認（備品棚卸）を実施し、適切な備品管理に努められたい。

2 個別監査結果

部署別の監査結果は次のとおりである。

部 署 名	地域創生部 地域創生課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	地域創生部 定住推進課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	地域創生部 各支所（山方、美和、緒川、御前山）
<p>・現金、金券等の厳格な管理について（山方支所） 切手現物の在庫数量と出納簿残数が符合しなかった。現金と同様に貴重な財産であることを認識し、定期的に金券類の確認を行うなど、現物管理を徹底されたい。</p>	

部 署 名	市民生活部 市民課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	市民生活部 生活環境課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	市民生活部 税務徴収課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	保健福祉部 社会福祉課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	保健福祉部 こども課（保育所、認定こども園、こどもセンターを含む）
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	保健福祉部 医療保険課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	保健福祉部 長寿福祉課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	保健福祉部 健康推進課
特記すべき事項はなかった。	

部 署 名	会計課
<p>・備品管理システムの運用方法等について 共通的事項に記載のとおり、所管する備品管理システムについての課題が認められたため、関係部局と連携し改善に努められたい。</p>	